

経済的支援検討会における論点对応叩き台

※議論の叩き台とするため一構成員の立場で作成した私案である

1. 経済的支援の理念・目的、財源などに関するもの（併行審議）

（1）理念・目的はいかにあるべきか

- 社会の連帯共助、自立支援、国家補償等
 - 「社会の連帯共助の精神に基づく被害者の尊厳ある自立を支援する」という案でいかがか。

（2）給付水準の引き上げ指針（追加論点）

- ①自立支援の観点から、実質的に自賠責並みの水準に近づけるよう、必要な引き上げを行う（犯給制度中の遺族給付金、障害給付金関係）
具体的には
 - ・ 重度後遺障害者を対象とする給付金については、その稼働能力の喪失、減退の程度に応じ、障害者年金その他の障害者福祉制度における給付も考慮しつつ、重点的な引き上げをはかる
 - ・ 扶養家族である遺族を対象とする給付金については、経済的な自立のために必要な合理的期間内の生活に必要と認められる水準を基準として引き上げをはかる
 - ・ それ以外を対象とする給付金については、自立のためにさらなる経済的支援が必要と認められる場合に、必要な引き上げをはかる。
 - ・ 引き上げに当たっては、重点的に引き上げをはかる重度後遺障害者に対する給付金について、別途給付対象となる医療費等の給付を加えた金額が、現行の犯罪被害者等給付金の最高額を概ね倍増する水準に近づけるよう努め、その他の給付金の引き上げは、それとのバランスを考慮しながら適宜行う
→「遺族給付」については、現行の給付金でも、既に諸外国中最高水準となっており、さらなる引き上げは限定的であるべきであるが、どのような場合に引き上げが行われるべきか。
- ②重傷病給付金対象者についても、治療期間が長期にわたるものに対しては、医療費とは別に、新たに、休業損害を考慮した一定の支給を行う

（3）財源は何に求めるべきか

- 罰金、追徴金、没収金、特別賦課金を財源にできないか
- 基金を創設することはできないか
 - 国からの直接給付の水準の引き上げについては、引き上げ検討の前提としてそれに見合った財源を確保する必要があるが、従来的一般財源の枠では限界があることから、財源確保に関しては、被害者支援施策の充実の重要性に鑑み、政府全体として必要な財源確保措置を講ずる必要がある。
 - 上記に加え、国から直接給付することが困難な給付にも対応できるよう、民間からの寄付金等からなる「支援基金」ないし「支援機構」の創設を検討する。

- 同基金の財源として、有罪判決を受けた者から一定の金額を徴収する制度の導入等の継続的収入を得ることができる方策を検討する

2. 経済的支援の内容に関するもの

(1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

① 医療費

- 1年を超える医療費の自己負担分についても国が負担するべきか
 - 3か月分から1年分に引き上げたばかりであり、当面はその運用を見るべきである。

② 医療に関連する費用（保険外診療費、介護費、通院費等）

- 早期支援後の心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法（カウンセリング等）の費用を国が負担するべきか
 - 精神的被害に対する先進医療が保険内診療となるよう、その拡大に努める。
 - 医師による保険外診療費については、必要性及び効果が認められる場合に限り、医療費給付の一環として全額を負担することとしてはどうか。
 - 臨床心理士等の行うカウンセリングについては、民間団体援助に関する検討会と歩調をあわせ、早期援助団体等の民間団体から支援を受けられる、あるいは既に実施されている同支援が拡充されるような仕組みを検討する。
- 重度の障害を受けたときの介護費用やリハビリ費用のうち障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものはあるか
 - 介護費用やリハビリ費用については、一時金の水準の決定に当たって考慮する。
- 通院費・付添費など医療を受けることに付随する費用を国が負担するべきか
 - 通院費・付添費については、一時金の水準の決定に当たって考慮する。

③ 後遺障害を負った場合に要する費用（補装具費、環境整備費）

- 車椅子・義肢などの補装具費で障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものがあるか
- 住宅・自動車改造費などの環境整備費で障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものがあるか
 - 補装具費、環境整備費等については、一時金の水準の決定に当たって考慮する。

④ その他、（逸失利益、休業補償、葬儀費、慰謝料等）

- 現行の犯罪被害給付制度では個別の費用や損害を積算せず、用途を限定しない一時金として給付しているが、個別の費用や損害を積算し、あるいは考慮すべきか、考慮すべきとした場合、対象とすべきものは何か
 - 慰謝料を除く諸費用・損害については、一時金の水準の決定に当たって考慮する。
- 現在、犯罪被害者等給付金は課税されないが、それ以外にも税制上犯罪被害者等を優遇する措置を講ずる必要があるものがあるか

- 税制の優遇措置を設けることは、困難。
- ⑤ 例外的な場合の救済制度（追加論点）
 - 上記対応でも自立ができない例外的な場合の救済制度を設けるべきか
 - 予め状況を想定できない例外的な場合である以上、制度として国からの直接給付を行うのは困難であるが、前記「支援基金」（ないし「支援機構」）の創設につとめ、そこから、一定の指針の元に、自立に必要な救済給付を追加的に行うことは考えられる。

3. 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

（1）経済的支援制度の手続はいかにあるべきか

- ① 請求時効
 - 現行の犯罪被害給付制度にあるような裁定の申請期間を延長または撤廃するべきか
 - 現行の犯罪被害給付制度の申請期間（2年、7年）は維持する。
ただし、やむを得ない事情で申請ができなかったような期間は申請期間から除外する運用ができるような規定に改める。
- ② 併給調整
 - 犯罪被害給付制度において給付の調整対象となっているもので併給調整の対象から除外すべきものがあるか
 - 現行の犯罪被害者給付制度と同様に他の公的給付と調整する。
 - 損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付金は支給しないことが原則。
- ③ 遡及適用
 - 新制度を過去の犯罪被害者等に遡及的に適用するべきか
 - 遡及適用は困難である。
→どのように定めても不公平は生ずるのであり、最も合理的な線引きは遡及しないという対応である。また、初年度の必要財源が膨大になる
 - ただし、過去の犯罪被害によって現在も後遺障害が癒えていない犯罪被害者等については、「給付対象」の項で検討する。

（2）給付方法はいかにあるべきか

- ① 年金型の給付
 - 年金型（又は年金と一時金の併用型）の給付を行うべきか
 - 給付は一時金とする。
- ② 仮給付
 - 迅速に仮給付を行うためにどのような仮払い制度を導入するべきか
 - 現行の犯罪被害給付制度より短縮するよう努める
また、地方公共団体に対し、当座の必要な費用程度（数十万円程度）の金員について貸与する制度を創設するよう求め、あるいは、同貸与制度につき前記「支援基金」（ないし「支援機構」）において対応する。
- ③ 不支給事由・減額事由

- 犯罪被害給付制度では親族間犯罪における給付制限が緩和されたが（夫婦間での犯罪において、DV法に基づく保護命令が発出されているなどの場合には2／3支給など）、更に緩和するべきか

- 本年4月に見直しを行ったばかりであり、さらなる緩和が必要かどうかは、その運用を待つべきである。

（３）経済的支援制度の管理・運営はどのように行うべきか

① 経済的支援に関するアドバイザー制度

- 経済的支援に関してアドバイスをを行う制度が必要ではないか
 - 被害者等のための経済的支援の内容および被害者等が受けることのできる他の社会保障制度による各種給付の内容などについて、被害者の相談にのり、必要な教示を行うことのできるアドバイザー制度を設けることを、他の検討会と歩調をあわせて検討する。

② 認定機関、不服申立機関

- 公安委員会とは異なる独立の認定機関、不服申立機関を設置するべきか
 - 公安委員会とは別の新たな機関の設置は非現実的ではないか。

（４）経済的支援制度に関する法形式はどのようなものであるべきか

- 新たな経済的支援制度は、犯給法の改正で行うべきか、新規立法で行うべきか
 - 新たな制度の概要をまず定めた後、その内容に応じ、新規立法も含め立法技術の観点から適切に判断する。

４．経済的支援の対象に関するもの

（１）経済的支援の対象となる者の範囲はどのようにあるべきか

- 犯罪被害給付制度の対象とされていない、海外で身体犯被害を受けた日本国籍を有する被害者も新たに対象とするべきか
 - 対象外とする。
- 犯罪被害給付制度の対象とされている日本に住所を有する外国人以外の外国人も新たに対象に加えるべきか
 - 対象外とする。
- 犯罪被害給付制度の対象とされていない、過失犯の犯罪被害者等を新たに対象に加えるべきか
 - 対象外とする。過失犯の被害者等の救済が必要であれば、別の法制のなかで検討すべきである。
- 犯罪被害給付制度の対象とされていない、財産犯の犯罪被害者等を新たに対象に加えるべきか
 - 対象外とする。財産犯の被害者等の救済が必要であれば、別の法制のなかで検討すべきである。
- 新制度を過去の犯罪被害によって現在も後遺障害が癒えていない犯罪被害者等に適用するべきか（遡及適用の項から移動）
 - 遡及適用としてではなく、例外的に救済すべき者として、前記「支援基

金」（ないし「支援機構」）から自立に必要な支援を行うことができるよう設計する。

→必要性は認められるが国としての給付は困難

（２）経済的支援の対象とする犯罪被害の程度はどのようなものであるべきか

- 対象とする傷害の程度を犯罪被害給付制度の重傷害（加療１ヶ月以上、かつ、３日以上入院（精神疾患については、３日以上労務に服することができない程度の症状））から拡大する必要があるものはあるか

- 当面は現行の被害程度の者を給付対象とする。

本年４月に対象拡大を行ったばかりであり、さらなる拡大が必要かどうかはその運用を見るべきである

５．テロ事件の被害者等に対する特例的措置に関するもの

（１）テロ事件の被害者等に対して特例的措置を講ずるべきか

- テロ事件の被害者等に対して、特例的に一般の犯罪被害者等とは異なる経済的支援の措置を講ずるべきか

- 対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別の救済策をとることを、あらかじめ包括的に定めておくのは困難。

ただし、特に国家または社会に対するテロ行為が無差別大量の死傷者を生んだような場合は、直ちに事案に応じた適切な救済措置をとることを国に義務付けるよう提言に盛り込むことは、要検討。

６．併せて検討することとされているもの・・・未検討

（１）損害賠償債務の国による立替払及び求償の是非

（２）公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

（３）被害直後及び中期的な居住場所の確保

※ ○は論点（追加を除き構成員に提示済み）、●は論点に対する座長案

→は座長案の背景事情